

重層的支援体制整備事業の取組み



周南市 こども・福祉部 地域福祉課

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。

(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)

▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。

○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須

○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

- I～IIIを通じ、**
- ・継続的な伴走支援
 - ・多機関協働による支援を実施

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応(既存の地域資源の活用方法の拡充)

(狭間のニーズへの対応の具体例)

就労支援 見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

○各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

現行の仕組み

- 高齢分野の相談・地域づくり
- 障害分野の相談・地域づくり
- 子ども分野の相談・地域づくり
- 生活困窮分野の相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を問わない
相談・地域づくりの実施体制

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

(ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する

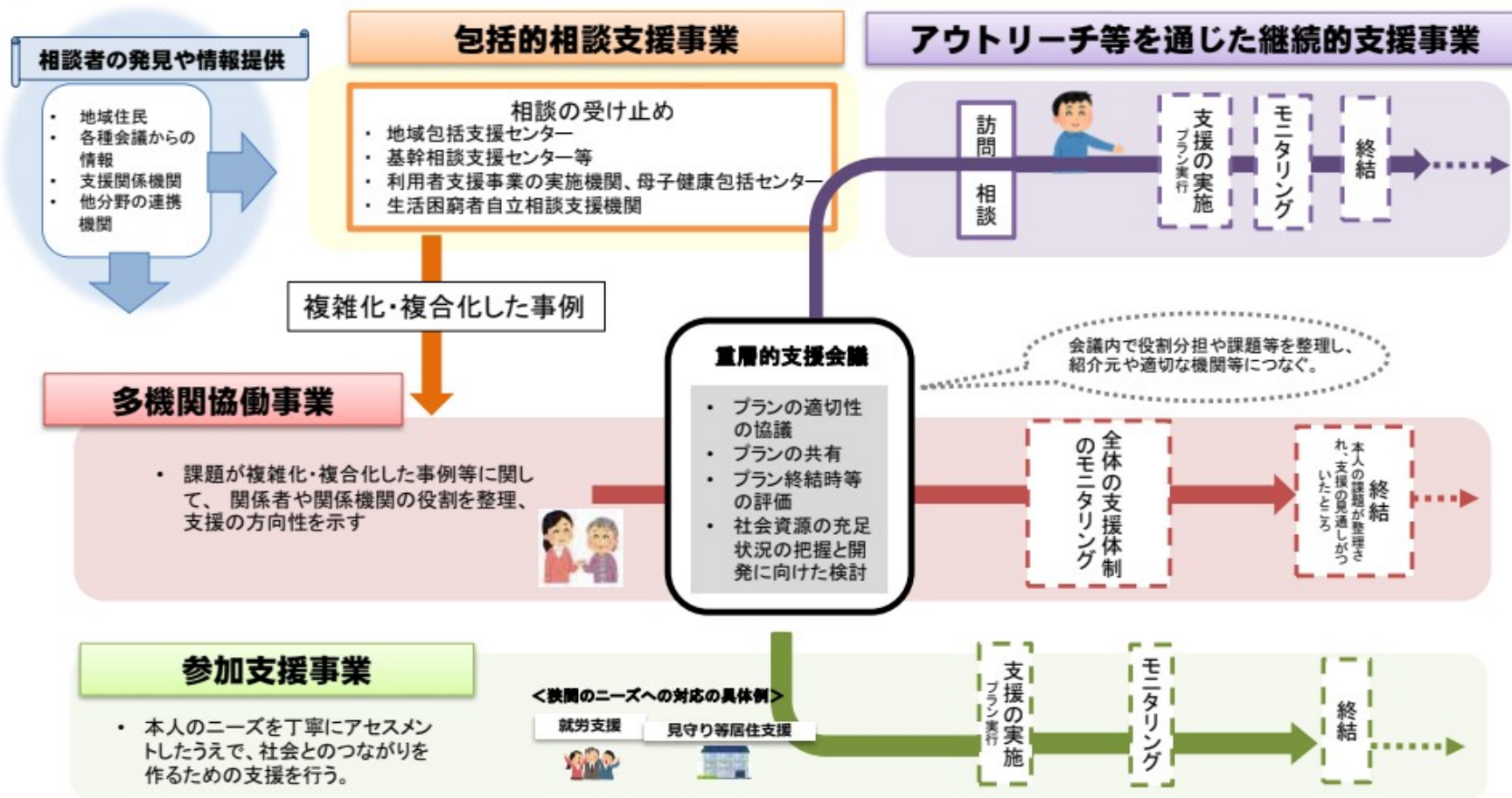
(イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる

(ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

参考3

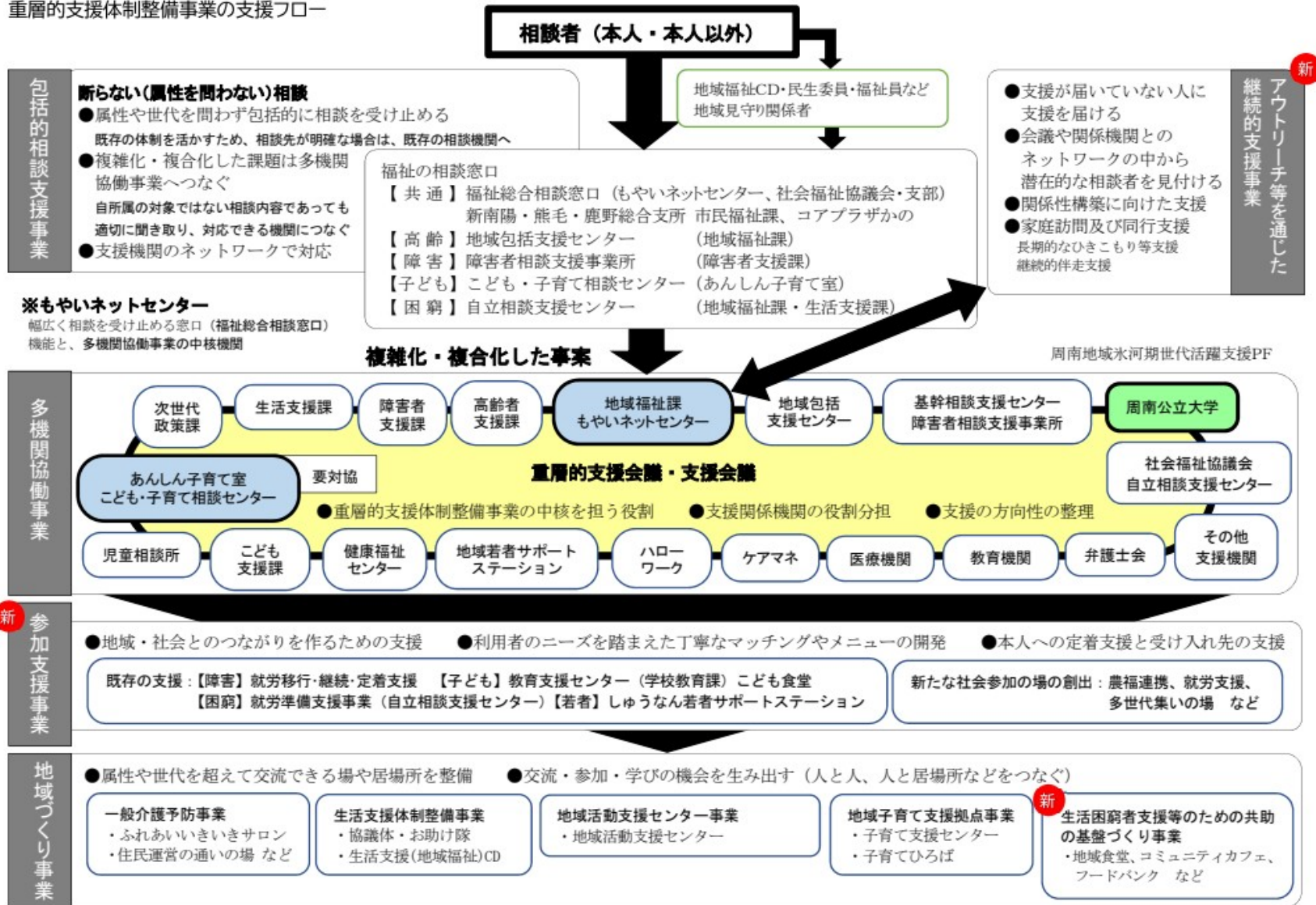
- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。

※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

重層的支援体制整備事業の支援フロー



重層的支援体制整備事業実施要綱

包括的相談支援事業実施要領に定める求められる取り組み

ア 包括的な相談の受け止め

イ 包括的相談支援事業者から多機関協働事業者へのつながり

(ア) 多機関協働事業者へのつながり（支援依頼）

(イ) 重層的支援会議への参加

(ウ) 多機関協働事業による継続的な支援が行われている際の

包括的相談支援事業との連携

(エ) 多機関協働事業による支援終了後の包括的相談支援事業への

つながりもどし

意識共有 「相談支援に係る基本的な心構え」

①どこでも受け止める 【断らない相談】

- 福祉部門に相談に来られる方は何かしら困り事をお持ちです。
「何にお困りか」しっかりお聴きします。
- 「相談内容の中に隠れている問題・課題を汲み取る」
気づきの意識を高めます。（**感度**）
- 市民の方がどこの所属・窓口に相談しても、まずは、市民の方に
寄り添い、しっかり受け止め、関係部署・機関が連携した
相談支援を行います。
- 相談案件については、上司等への報告・連絡・相談など、
部署内での共有が基本となります。

意識共有 「相談支援に係る基本的な心構え」

②つなぎ合いを意識する 【多機関協働事業】

- 相談を受け止めた後は、自部署だけで何でも対応するのではなく、関係部署・機関との「**つなぎ合い**」を意識した相談支援を行います。
- 「つなぎ合い」とは、他所属へ「振る・丸投げ」ではなく、市民の方の相談に適切に対応するために**組織・チームとしての「つなぎ合い」**を意味します。
- 市民の方を関係機関につなぐ際は、市民の方が相談に行かれることを関係機関に**事前連絡**していくなどの配慮も大切となります。

共通理解「包括的相談支援が目指すもの」

①なぜ包括的相談支援（全世代対応型の総合相談支援）が必要なのか

●地域住民が抱える課題が**複雑化・複合化**する中、

従来の属性別の支援では対応が困難となっています。

例：8050問題、ダブルケア、ひきこもり、世帯全体の孤立状態、

18歳や65歳の壁など

②総合相談とはどのようなものなのか 【包括的支援事業】

●包括的に相談を受け止め、関係部署・機関に責任をもってつなぐ。

（たらいまわししない）

相談だけで終わらず、課題解決をめざす。**（ほっとかない）**

●相談機能の集約ではなく、既存の体制を活用します。

（各部署窓口でしっかり聞く）

共通理解「包括的相談支援が目指すもの」

③その効果はどのようなところにあるのか【多機関協働事業】

- 多機関連携により、単独機関や既存の制度で対応できない場合でも、困りごとの解決につながり 問題が重篤化せず、本人も支援者も疲弊させない。（**予防効果**）

④地域共生社会の実現に向けた包括的相談支援の位置づけは

- 地域共生社会の構築の入口として位置付け、相談が繋がらなければ解決の道筋が作れません。

共通理解「包括的相談支援が目指すもの」

⑤寄り添う伴走支援【アウトリーチ等を通じた継続的支援】【参加支援事業】

- 世帯が抱える複雑かつ複合的な課題に対しては、
即時的な課題解決・手法だけではなく、地域や社会とのつながり
への対応、家族や本人への伴走支援も必要となります。

⑥「個別支援」と「支え合いの地域づくり」の連動による 包括的な支援につなげる体制づくり

- 「個別支援」においては、既存制度・サービスだけでは
住民の福祉ニーズの解決に至らないことも多いため、
「支え合いの地域づくり」から生み出されるインフォーマルな
支援と、それを生み出す動きが一連で行われる仕組みづくりを
進めます。【地域づくり事業】【重層的支援体制整備】

推進策「包括的相談支援を効果的に行っていくために」

①支援関係機関との良好な関係づくり

- 単なる連携ではなく、関係機関との**良好な関係**が重要となります。

②連携（調整）機能の強化

- 多機関連携では調整機能が大切。特に中核機関は複合的な課題に対しソーシャルワークに精通したアセスメント能力が求められます。

③関係部署・関係機関への関心と幅広い知識の習得

- 各相談窓口においては、担当分野外の相談があった場合でも、**しっかり相談を受け止め**、適切に支援機関に**つなげる**ことが大切となります。

- 適切に支援機関につなげるためには、他分野の支援についても知っておく必要があるため、各関係部署をはじめ支援機関への関心と幅広い知識の習得に努めなければなりません。

（つなぎ先を知る）

多機関協働による包括的支援体制の構築

多機関協働による事例検討会

庁内外のネットワークを通じて、支援の方向性を整理し、支援関係機関の役割の明確化を図ることで、重層的支援の必要性について理解し、日常的な多機関協働における支援につないでいきます。

【多機関協働による事例検討会の様子】

